

2013 年第四回定例会にあたり、市民の広場・文京の藤原から、文京区の目指すまちの品質について、1. 都市計画分野 2. 緑豊かな文化の香るまちづくり 3. 地球を守るまちづくり 4. 安全で住み良いまちづくりの4分野 10 項目について質問いたします。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決まりました。メインスタジアムの新国立競技場建設をめぐり、巨大すぎる設計に神宮外苑の歴史や景観の視点から多くの建築家や市民が異議を唱えています。人口や富の一極集中が進む東京に、さらに巨額の税をつぎ込む招致計画に、私たち市民の広場は反対でした。そのエネルギーと富を、東北地方の復興や放射能汚染対策、疲弊する地方の活性化に注ぐべきと考えていました。しかし開催が決まったからには、次世代に負担をかけず、安全で美しく、環境にやさしい、人間的なスケールの運営にしていきたいと希望します。オリンピック・パラリンピックによる影響は、湾岸部のマンション建設ラッシュ、資材や労務費の高騰による豊洲新市場の入札不調などが既に報道されていますが、文京区では官民を問わず区内の開発・建築計画の動向にどのような変化が、また、計画推進にどのような影響があると予想していますか、まずお尋ねします。

## 1. 文京区で目下進行する都市計画

### (1) 春日・後楽園駅前地区市街地再開発について

再開発事業助成は 2011 年度、12 年度とも事務事業評価は A 評価、区は準備組合時代から理事会、総会などに出席し、指導や助言をしています。一般会計からも支出があり、目的は職員の組合への出張とのことで、決算委員会で出張報告の内容を求めたところ、組合からもらった資料だけで報告文書はないということでした。これで事業評価が A です。何をどう評価したのか伺います。

また、資料も個人情報保護の点で組合から直接もらってほしいと言われ、組合に出向きましたが、総会で組合員の了解を得るまでは一切開示できないと言われました。組合員が了解しなければ情報を出せないとしたら、主権者・納税者軽視で、補助事業として問題ではないでしょうか。区長の見解を伺います。

組合事務局長によると、今年度中に実施設計と権利変換を終える予定だそうです。昨年の区長答弁のとおり「実施設計段階でコンピューターによる風解析、風洞実験を行い、必要な対策を講じた後、説明会などを行う」としたら、そろそろ実験や解析の結果をまとめ、必要な対策を講じ、説明会の準備をしていなければならない時期です。長らく区と協力して進めてきた事業が形になろうとしているのに、区が報告をまとめていないとしたら非常に問題です。非公開ならまだしも、もし出たくない情報は不存在にすることがまかり通れば、秘密保護法などつくるまでもなく何でも秘密にできます。情報公開制度軽視の

体質改善を求めます。区長の見解を伺います。

「風環境や交通環境の変化などについて、説明会などを通して周辺関係住民に十分に説明し、理解と合意が得られるよう、組合に要請してまいります。」という区長のご答弁通りに成果をあげていただくよう望みます。その上で、超高層再開発は今後人口減少に転じたとき、後世のお荷物になる可能性大です。実施設計が終わらない今なら、中低層の省エネ木造建築物への転換も間に合います。組合に転換を促すお考えはないか、伺います。

## (2) 絶対高さ制限を定める高度地区指定について

9月に都市計画原案に対する意見募集がありました。その時点から現在までに、教育・医療施設の特例が区長の許可から区長の認定に変更されました。よせられた意見はまだ公表されていませんが、意見を述べた原案の内容がすでに変わっているとすると虚しい限りです。教育・医療施設の特例は、そもそも3年前の高度地区指定方針にはなかったのに、第2次素案から認定による大規模敷地の特例に含まれ、その後第4次素案で区長の許可による特例となり、そしてこの10月、特例の認定基準案のパブリックコメント時に区長の許可から区長の認定に戻ったことが公表されました。なぜこんなにわかりにくい区民を煙に巻くようなことをしたのか、今回区長の許可による特例はなくなったわけですが、認定と許可の違いは何か、許可ではだめになった理由は何なのか、伺います。

区長の許可による特例を設けている区は、練馬区、目黒区などですが、許可には裁量の範囲があり、地域特性に配慮した裁定ができる代わりに裁定が恣意的になる危険もあります。しかし、都市計画審議会の承認を条件とすることで、基準を満たせば自動的に通過する認定より許可の方が重いと考えられ、第4次素案のとき区は実際にそう説明していました。このように右顧左眄したのはその辺の判断が揺れたからでしょうか。合理的かつ明解な説明をお願いします。

また、そうすると3次から4次への変更で許可にした教育・医療の特例は、認定に戻ったのですから、3次から原案に進んだ方がすっきりしたでしょう。3次素案までに何度も説明会を開き、文京区の地域特性を生かして改良を重ねてきたのです。基本的にプロフェッショナルの行政は、素人の区民を翻弄してはいけません。区民意見により差し替えるならともかく、理由も告げずに行政の都合で差し替えれば、時間つぶしとの誹りは免れません。予定通り原案に進み、今回のように原案を修正することもできたのに、そうしなかったのはなぜか、理由を伺います。

この間にも既存不適格となるビルがどんどん着工し、街並みが壊れていきます。東京都という巨大な自治体における地域主権とはなんなのか。地域特性を尊重して3年間丁寧に進めてきた主体性をなぜ押し通さなかったのか、貴重な時間を浪費され怒る区民の声を代弁して伺います。明解にお答え願います。

## 2. 緑豊かな文化の香るまちづくり

### (1) 文京区の魅力

都市マスタープランに謳う文京区の魅力「歴史と文化と緑」ですが、文京区に住む人々は、森鷗外記念館や徳川慶喜終焉の地があるからではなく、まちに点在し人々の生活に溶け込むさりげない文化遺産や、まさに文化の香りに魅せられて住むのです。区としてそれらをどのように顕彰し、守り、活用しているか、開発や建築計画で歴史的景観への配慮を促しているか、大きな緑を守りながら小さな緑を増やすためにどう工夫しているか、具体的にお示しください。

こうしたまちの魅力が保たれているのは、地域でそれらを守り続ける人々のお陰ですが、そういう人々を支え、今後観光資源としてもますます重要になる点在する文化遺産を保護するために、どのような施策を講ずるお考えですか。

例えば、白山通り沿いに樋口一葉終焉の地の石碑がありますが、今年その隣にスーパーマーケットが開店し、ともすると石碑の前が自転車置き場になっています。店長さんと区の土木部にその話をしましたが、両者とも気がついたら注意するくらいしかできないと言います。後述する自転車対策とも関連しますが、文の京としては対策を考えるべきではないでしょうか。伺います。

### (2) 元町公園・旧元町小学校の一体的保全・活用

区は来年度の重点施策で、元町公園の保全と旧元町小学校の有効活用の一体的検討を打ち出しました。格調高い不思議な魅力をもつ、元町公園の廃止と PFI による高層化の都市計画案が廃案になったときの飛び上がるような喜びを、私は一生忘れません。今回の有識者委員会の顔ぶれを見るにつけ、担当者の熱意に敬意を表します。しかし、いくつか気になる点があります。元町公園の整備についてはかねてより改修や活用に関して住民などから多くの要望が出ていますが、区は公園再整備基本計画の中で対応すると答えてきました。要望の中には、「日本の歴史公園 100 選」に選ばれたことを含め、元町公園の歴史・文化的価値を顕彰してほしいというものもあります。今回の重点施策と公園再整備基本計画とのかねあい、また文化的顕彰などどう連携させて整備を進めるかを伺います。

また、旧元町小学校の活用については、関東大震災の復興小学校・小公園 52 ヶ所中、セットで開設時のデザインを残す最後のひとつとして一体保全を望む声や、都市計画・建築史の視点から、当時の後藤新平、佐野利器、井下清らの仕事を位置づけ顕彰するスペースの設置を求める声があります。そのほか、教室という区切られた空間を生かした音楽スタジオの設備、NPO などのインキュベーションオフィス、障害児・者も含む多世代インクルーシブの福祉活用など、多くの希望が出ています。これらの声をどう集約し、どういう枠組みで検討するお考えか伺います。

重点施策では、有識者委員会での基本方針策定後、プロポーザル内容検討や事業者選定について区民参加を図るとのことですが、包括的に受託する指定管理者をプロポーザルに

より選定する前提で基本方針を策定するのでしょうか。伺います。

小学校という地域になじみ深い施設柄、あるいは個々の造作に価値がある復興小学校のデザイン上、地域コミュニティに開かれた多様な活用が理想です。そのためには基本方針策定当初から何らかの形で有識者委員会に区民が参画することが望まれます。計画策定当初から実施、評価までのすべての段階での区民参加を求めます。文京区の自治の理念、協働・協治をこの歴史的不思議空間で実現しませんか。お考えを伺います。

### (3) 景観と緑の保全について

11月1日に景観づくり条例と景観計画が施行され、開発や建築計画の届出や事前協議の対象が拡大され、勧告、命令、罰金などの制度が新たにできました。来年度からは風致地区条例も都から引き継ぎます。昨年度の緑地実態調査では文京区の緑は増えているという結果でしたが、まちを歩いての実感は大きな緑が小さな緑に置き換わり、個々の住宅の緑はどんどん減っています。そういう中での制度改革に大いに期待します。

風致地区は緑や自然など環境を守るために厳しく建築規制をかけるもので、都心部では開発圧力との軋轢が予想されます。風致地区条例の対象となる区内唯一の地区関口は、隣接してたぬきの森と称される民有林もありましたが、近年開発にさらされ、危機に陥っています。地域主権で条例もつくったのに、地域の環境向上に寄与せず、かえって緑を減らしたのでは恥ずかしいです。かねてより提案している既存の樹木を残した開発・建築計画を優遇する制度や、風致地区の範囲を広げるなどの区独自の積極的施策を検討されてはいかがでしょうか。伺います。

景観や緑を守る事前協議以外にも開発や建築に関する制度は数多くあり、計画調整課、建築課、指導課、土木管理課、みどり公園課、清掃事務所など各所管の届出や事前協議、補助や支援の窓口などの一覧表が各課窓口に置いてあります。大変便利ですが、事業者対象でわかりにくいです。一般市民にとっても、良好な住環境をつくるためにどのような制度があり、事業者が何を基準に計画しているのかを知ることは大事です。違法建築はもとより無理な計画に生活権を侵害されたとき、どこに問題があるかが一目瞭然となり、解決に役立ちます。届け出るべき内容や住民説明会の義務づけの有無も併せてビジュアルにわかりやすくしたパンフレットをつくり、HPに載せてはいかがでしょうか。伺います。

### 3. 地球を守るまちづくり――「木づかい」で温暖化防止を提案します。

IPCCの報告では、地球温暖化は100%に近い確率で人間の活動がもたらしたと考えられ、かつて経験したことのない猛暑、豪雨、竜巻も温暖化が原因と考えられています。温暖化ガス排出削減に木材が注目されています。森は二酸化炭素吸収・固定の役目を果たし、森の適切な管理のためには木を利用する「木づかい」が一番です。1年前に一般質問で取り上げた「公共建築物等木材利用促進法」により、国の低層公共建築物は木造が推奨され、合板技術革新で耐火・耐震・省エネ・不燃・軽量と性能が向上し、高層木造建築も可能にな

りつつあります。オーストラリアでは先月 8 階建ての木造建築が完成しました。国は来年度予算で欧米並みの木造高層建築導入に向けた新素材の開発普及に取り組む方針です。1 年前の区長の答弁では、「木材利用促進法に基づく区の方針策定を水源涵養林も含め適切に判断していく」とのことでしたが、その後の検討経過を伺います。

子どもやお年寄りには木質の柔らかさ温かさがベストで、先進区港区の床 1 m<sup>2</sup>あたり 0.005 m<sup>3</sup>以上と即座には比較できませんが、文京区も総合体育館では床面積比 26.6%の内装に木材を利用しています。今後公共建築物の整備が目白押しの文京区として、早急に方針を策定し、学校や特養などの公共建築物を木造化するお考えはありませんか。伺います。

情操面から子どもに木のおもちゃを与える親は多いですが、新宿区は、おもちゃ美術館と提携して新宿区で生まれた赤ちゃんに伊那市の水源涵養林「新宿の森」の木で作ったファーストイをプレゼントするウッドスタート事業をおこなっています。単発の施策で何かが解決することはまずありません。文京区も良い施策の循環のきっかけとして「木づかい」から始めませんか。伺います。

#### 4. 安全で住みよいまちづくり

##### (1) 集中豪雨対策

今年の 8 月、9 月には台風などによる集中豪雨の被害が度々ありました。特に 8 月 21 日には、千川通り沿いの地下室マンションから水圧で脱出できなくなった 10 人あまりが消防レスキューに救出される事件がありました。決まって洪水被害の出る地域での対策はどうなっているのか、防災、土木、建築の関係各課に尋ねたところ、民間の建築計画には基準法以外では口を出せない、予算がない、自分の課の役目は被害者救済、他課が音頭を取ってくればやってもいい、住民が自主的に防水板工事を始めたからよい、1 年に 1 回くらいの浸水は覚悟して我慢するという方法もある、など面白いほど様々な消極的的回答がありました。しかし、この問題は、住民の安全を第一義的に守る役目の基礎自治体が、建築規制や施策を駆使し、連携して取り組むべき問題と考えます。区長の見解を伺います。

東京都地下空間浸水対策ガイドラインでは、基礎自治体に要綱制定、費用助成など建築規制や浸水対策誘導のしくみづくりを求め、長期的には、都と区の連携による高床建築、二方向避難路確保、防水構造などの家づくり・まちづくりを目指しています。

日本は建築自由の国ですが、本来こうした立地条件で地下に居室を設計すること、特に地下独立住戸を認めるなど、こんな物騒な自由があってもいいはずはありません。区の見解は、建設時の事前協議で立地や洪水被害の危険性を説明し、対応を促し重要事項説明に入れるよう指導している、基本的に民間事業は民の責任、それで被害が出れば救済するのが区の責任とのことでしたが、過去には地下駐車場で水死者も出ており、防止できる災害への対応を怠ったまま、販売床面積の拡大という自由を享受する事業者の責任はどうなるのか、見解を伺います。

文京区も住宅修築資金融資斡旋制度の中で防水板設置や水害罹災復旧工事に助成してい

ますが、これは抜本的とは言えません。世田谷区、杉並区などは、指導要綱で地下室設置の際の浸水予防対策の届出を義務づけています。文京区も、被害が同じ場所に出ていることを重視するなら、PDCA の視点から予防対策強化として届出や二方向避難路確保の義務づけ、高床建築の推奨など、規制・誘導制度をつくるべきではないでしょうか、伺います。

### (2) 自転車の迷惑路上駐輪の防止について

路上駐輪は大変危険です。強風のときは将棋倒しで、危険かつ迷惑です。7月に東京都自転車安全利用条例が施行され、安全な利用や保険のほか、事業者自転車通勤者や顧客の駐輪場の確保などを義務づけました。しかし、努力義務で規制力が弱く、文京区では大規模店でも義務を果たさないところが多いようです。独自条例で罰金、公表、立入り検査などの罰則付き駐輪場付置義務を規定している区が23区中16区あり、そういう区では大規模店で義務を果たさないところはないようです。文京区は自転車放置防止条例で努力義務の付置義務を課していますが、効果はなく路上駐輪は減りません。ぜひ放置禁止区域外にも商店街では罰則付き付置義務つき条例制定を望みます。見解を伺います。

平場で防災広場も兼ねる場合の優遇や、小規模店向けに2~3軒で設置するシェア方式の優遇など自転車条例以外にも有効な施策の検討をはいかがでしょうか。伺います。

### (3) 無計画なゴミ集積所と戸別収集について

近年のマンション増加で、区道・都道上、ときに車道への大量のゴミ集積が目立ちます。一方住宅街では、角ごとの集積所から各戸収集への移行が増えています。清掃事務所の話では、一定規模以上の共同住宅では、建設の事前協議でゴミ保管場所とゴミ出し場の確定が必要で、完成検査で確認をおこなうが、清掃事務所の仕事は安全にゴミを収集し、清潔なまちをつくることなので、適切な場所がなくても、指定の場所でもなくとも収集拒否はできないとのことでした。確かに現場にルール化を任せるのは難しいので、リサイクル清掃課でルール化ができないものでしょうか、伺います。

本来公道上にゴミを置くことはできないのですが、100年以上黙認されてきたそうです。各戸収集は、高齢者、障害者、工事、トラブル、苦情などやむを得ない場合で、現在1236ヶ所に増え、ここ2年は2軒に1ヶ所を原則にしているそうです。原則として町会にまとめを依頼するそうですが、2年前に我が家の付近が各戸収集になったときは、町会からの呼びかけも話し合いもないまま、選択の余地なく変更を通告されました。住宅街の場合は小型の清掃車が縦横に走る危険があり、都道などの車道に積まれたゴミの山は、特に強風するときなど非常に危険です。先程の自転車についても同じですが、ルールはあっても効果がないなら、建設計画段階で、設備を義務づけ、罰則を設けるなど、さらなる法制化が必要と考えますが、見解を伺います。

同時に、何でも法制化や罰則が必要かという問題、法に規定がないことは指導できないのか、という問題もあります。先頃、新宿区長が、説明会などで区民と区と都にそれぞれ

異なるいい加減な説明をしたということで、大手ハウスメーカーに区長名で抗議したという報道がありました。法的に対応できなくてもその自治体の姿勢を断固として示すことは重要です。公表されるだけで販売に影響がある業者にとっては罰則と同じ効果があります。景観や文化を誇る文京区ならばこそ、成澤区長も問題のある業者には厳然と抗議を申し入れていただくよう希望します。見解を伺います。

#### (4) 空き家のコミュニティ活用について

駒込地区で「こまじいのうち」が注目されています。空き家の提供があり、町会連合会の主催で開設された地域の居場所ですが、幅広い年代向けの多様なプログラムがおこなわれているようです。背景には試験的に導入された地域福祉コーディネーターの努力があり、町会、地域活動センター、社会福祉協議会、ボランティアなどを日頃から「動いてつないで」いたことが功を奏したということです。来年度、もう 1 か所地域福祉コーディネーターを導入するとのことですが、各地域にはそれぞれ複雑な課題がある中、どのように 1 か所を選定する予定か伺います。また、今後順次増やしていく計画がありますか。伺います。

来年度の重点施策に空き家対策事業があり、こまじいのうちのような活用も事業の一形態だと考えますが、区独自で他の地域にも広げる可能性はありますか、または社会福祉協議会との連携で進めるのでしょうか。伺います。

区内には空き家がふんだんにありますが、これまで活用を模索しても防災・防犯の面から対応が難しく、福祉との連携が難しかったので、一歩前進したことは嬉しいです。活用できる空き家が提供されるには信頼されるコーディネーターが重要です。今後コーディネーターの育成を社会福祉協議会とどう連携しておこなうのか、伺います。

以上で質問を終わります。